

令和6年度事業計画

我が国では少子高齢化が進展する中、増加する高齢者の豊かな経験と知識の活用が求められています。そして、近年の労働力不足を補うものとしてシルバー人材センター（以下「シルバー」という。）の派遣事業においては、平成28年4月から一定の条件のもとに週40時間までの就労が可能となりました。これを受け、美濃加茂市シルバー人材センター（以下「センター」という。）では、岐阜県から平成30年4月1日付けで特定の分野においてこの就業拡大の認可を得ることができ、事業所への労働力不足に貢献する役割を担えることになり、高齢者が活躍できる環境が整備されて来ています。

こうした中、国においては令和3年4月に改正高齢者雇用安定法が施行され、働く意欲のある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、65才までの雇用確保に加え70歳までの就業機会確保の努力義務が新設されました。

このことは、センターにとっては60歳代の新規入会者を迎えることにおいては大変厳しい状況となり、令和5年度の新規入会者の入会時平均年齢は70歳を超えるに至りました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により仕事依頼が減少していましたが、令和5年5月からは第5類への移行により規制が緩和されました。しかし現状では、派遣業務においては仕事依頼が復活するまでには至りません。

また、国の新しい施策として今秋に施行が予定されている「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス法）を見据えて、シルバーとしても依頼者・センター・会員を包括した新しい契約への取り組みへの見直しが求められています。

このようにシルバーを取り巻く環境は大きく変化していますが、シルバー本来の原点を見据え、社会において求められる役割を役職員及び会員が認識し、高齢者の安定的な就労の確保を図るとともに生きがい、居場所づくり、生計の一助となり得るように取り組んで行く必要があります。

シルバーは、健康で就労意欲のある高齢者に「臨時的かつ短期的または軽易な就業」を提供するところです。今年度においてもシルバーの理念である「自主・自立・共働・共助」の精神のもと、センターとして会員拡大と就業機会の拡大及び安全就業や適正就業の徹底をめざして、次のように各種事業に取り組んでいきます。

1 事業目標

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 会員数 | 4 1 5 人 (全シ協会員 100 万人計画より) |
| (2) 請負受託金額 | 1 2 4, 0 0 0 千円 |
| (3) 請負就業延人員 | 2 2, 0 0 0 人日 |
| (4) 派遣事業取扱額 | 3 8, 0 0 0 千円 |
| (5) 派遣就業延人員 | 8, 0 0 0 人日 |

2 項目別実施事項

(1) 普及啓発事業

- ア 市民向け広報誌「はばたき」を年1回発行し、自治会回覧、事業所や関係機関及び会員に配布する。
- イ 会員用のシルバーだより「あれこれ」を年3回発行する。
- ウ 新聞等報道機関への情報提供を図る。
- エ ホームページを活用したPR活動をする。
- オ 各種イベントへの参加及びボランティア活動による「みえるシルバー人材センター」としてPR活動する。

(2) 安全就業の推進

- ア 安全委員による定期的な巡回指導を行う。
- イ 事故の多い除草・剪定作業の安全講習会を開催する。
- ウ 剪定や除草など屋外作業は、ヘルメット、安全ベルト等の着用励行や梯子・脚立の固定等それぞれの作業に応じて定められた確認を徹底する。
- エ 作業環境に応じた安全対策を図り、公衆への危険防止を徹底する。
特に、除草では飛石による事故防止対策を徹底する。
- オ 事故発生ときは、関係職群に原因と防止策を通知し、情報を共有することにより再発防止を図る。
- カ 会員は健康診査を受診し、自らの健康を管理する。
- キ 運転業務に従事する会員には、安全運転適性診断等により安全適正運転の自覚を促す。併せて運転就業の適否判断の一助とする。
- ク 交通安全講習会等の開催により自動車の安全運転対策に取り組む。

(3) 適正就業の推進

- ア 基本となる「臨時、短期、軽易」の働き方を遵守する。
- イ 会員及び発注者に「適正就業ガイドライン」の周知徹底を図る。

(4) 会員の増強活動

- ア 会員の入会経路の半数が「知人・会員」のため、会員一人ひとりによる「声かけ運動」を積極的に展開する。そして、会員紹介による新規入会があったときには、その会員の活動に謝意を表す。
- イ 女性の入会促進や女性会員の就業機会の拡大を目指して、女性のニーズに見合った就業の場の開発、企画の創出、事業展開など女性自身のアイデアを活用することで一層の拡大に努める。
また、女性活躍推進委員会の組織体制の充実を図り、この活動をとおして女性会員の拡大を図る。
- ウ 市民ニーズが高い職種あるいは後継者育成が求められる職種については、新規入会者への積極的な紹介や既存会員のチャレンジ体験講習等により就業体制の強化を図る。
- エ 入会説明会を事務所で行う定期説明会のほか、出張説明会も順次計画して進めていく。
- オ 就業の多・少に関わらず会員の誰もが気軽に事務局への往訪が出来るように努める。併せて会員と事務局の一層のコミュニケーションを深めることで相談し易い体制をつくり、会員にとっての居場所となれるセンターとして退会抑制につなげる。
- カ 就労意欲はあるが病気や家庭事情等のやむを得ない理由で就業できないときのために、退会ではなく会員として留まる会費免除制度を創設し退会抑制につなげる。

(5) 就業開拓推進事業

- ア リーフレットを活用し、PR活動に努める。
- イ 市内の特定分野でのシルバー派遣の就業時間が週40時間まで可能になった（平成30年4月1日付、県知事指定）ことを受け、その分野の労働力不足の事業所への周知に努める。
- ウ 美濃加茂市と協定した「空き家、空き地等の見守り事業」は、「ふるさと納税」にも登録したので、更なる普及啓発に努め就業機会の拡大へとつなげる。

(6) 独自事業の推進

- ア 剪定枝葉粉碎チップ事業は、畑や花壇等の土づくりの有用性をPRし、販路拡大に取り組む。
- イ ペットボトル・トレイ・発泡スチロールの分別収集事業（リサイクルステーション）は、市との連携により継続的に取り組む。

ウ 竹炭・竹酢事業は、販路拡大及び後継者育成に取り組む。

(7) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の推進

事業所等を訪問して新たな派遣先の確保及び既存派遣先における新たな職種の拡大に努める。

(8) 社会参加活動推進事業

公共・公益施設及び福祉施設等でのボランティア活動などを通じた社会貢献活動に積極的に取り組む。これによりシルバーの認知度を高め会員拡大及び就業拡大へとつなげる。

(9) 講習会・研修会の開催

ア 会員の安全就業と技能の向上及び公益法人会員としての資質向上を目指して、必要な講習会及び研修会を単独若しくは県連合会と連携して開催する。

イ 各種関係機関等との情報交換や会議の参加及び先進地視察等をして、より良いシルバー運営を目指す。

(10) 家事援助及び育児支援事業等の推進

家庭内の困りごとに対してシルバーが一定の役割を果たせるような体制の構築に努める。

併せて、市が推進する介護予防・日常生活支援総合事業に参加できる体制づくりに努める。

(11) 職域班の活動

各職域において、ミーティングを積極的に行い問題点や改善点などを話し合い、仲間づくりやお客様に喜ばれるサービスが提供できるよう努める。

(12) 地域活動の在り方の検討

新しい地域活動の在り方として、地域内就業、仲間づくり及びボランティア活動等について検討を進める。

(13) 福利厚生事業の推進

ア 会員の親睦、健康及び生きがいに寄与するため、シルバー友の会（互助会）と連携を図りながら諸事業を推進していく。

- イ 地区懇談会を開催し、会員と事務局及び会員相互のコミュニケーションを深める。
- ウ 会員の健康維持・健康づくりを目指して、市のまちづくり出前講座等を活用した講座開催や意識啓発に取り組む。
- エ 新型コロナウイルス等の各種感染症防止対策を徹底する。

(14) 会計処理の指導強化等

公益社団法人を継続維持していくためには、会計処理の適正処理が求められます。

- ア 今年度も引き続き、専門的な会計事務所と委託契約を締結し、会計処理の知識や技能等の指導を受け適正な会計処理を行う。
- イ 財政状況を分析しながら、業務実施方法等の見直しや経費節減に努め、安定的な経営基盤の確立に努めていく。